

2017 年日本建築学会著作賞 候補業績募集要領

日本建築学会では、2013 年より「著作賞」を設置し、会員が執筆した建築にかかわる優れた著書を表彰することとしております。つきましては、2017 年日本建築学会著作賞の候補業績を下記の募集要領によって公募しますので、2016 年 8 月 22 日（月）17 時（必着）までに、審査に必要な資料を提出くださるようお願いいたします。

2016 年 7 月
一般社団法人 日本建築学会
日本建築学会著作賞選考委員会

1. 賞の対象

会員が執筆した建築にかかわる著書であって、学術・技術・芸術などの進歩発展あるいは建築文化の社会への普及啓発に寄与した優れた業績を対象とする。

2. 審査の対象

- (1) 2011 年 6 月 1 日から 2016 年 5 月 31 日までに公刊（または翻訳公刊）された新刊の著書（論文集等の論文、雑誌等の記事は除く）を対象とする。
- (2) 日本建築学会編または日本建築学会刊行の著書は、審査対象としない。
- (3) 著者は本会会員であることを原則とするが、共著者の一部に本会会員外の者を含むことは構わない。
- (4) 著書の出版形態は、紙、電子出版物など著作賞選考委員会が認めたものとする。
- (5) 著書の使用言語は日本語または英語とする。

3. 応募

- (1) 会員が自薦または推薦したもの。ただし、自薦の場合は 1 件の応募に限る。
- (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの。

4. 審査の資料

- (1) 候補推薦書 1 部（書式 http://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2016/suisen_t.doc）
なお、当該著作に関連して、過去に日本建築学会の賞を受賞している場合には、推薦理由欄にその事実を明記のこと。
- (2) 候補著書 3 部
- (3) 資料の作成費、著書の費用は応募者の負担とする。

5. 表彰

- (1) 表彰件数は厳選寡少を旨とし、5 件を基準とする。
- (2) 賞は「日本建築学会著作賞」と称し、賞状・賞牌を授与する。

- (3) 賞を受ける者は当該著書の著者とする。ただし、主たる著者は本会正会員であることとする。

組織名等による著書は組織等を表彰することができる。ただし、組織が法人会員であるか、主たる著者が本会正会員であることとする。

訳書の場合は、著者および翻訳者を表彰することができる。

- (4) 本賞の重賞は妨げない。
(5) 適当な業績がなければ表彰しない場合もある。
(6) 表彰は総会の席上で行う。

6. 応募の締切

2016年8月22日(月)17時(必着) 応募締切

2017年4月 理事会で表彰業績の承認後公表

2017年5月 贈呈式(総会)

7. 候補著書の取扱い

- (1) 著書は所定の候補推薦書に添付する。
(2) 審査のために提出した著書は、原則として返却しない。
(3) 受賞者は受賞した著書を本会に1部寄贈する。

8. 提出先

〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20

一般社団法人日本建築学会 著作賞選考委員会

9. 選考委員会

委員長 稲川 直樹 (中部大学教授)

幹事 向野 聡彦 (㈱日建設計フェロー役員)

斎尾 直子 (東京工業大学准教授)

委員 大月 敏雄 (東京大学教授)

大場 修 (京都府立大学教授)

大村 紋子 (㈱納屋代表取締役)

小川 次郎 (日本工業大学教授)

小澤 丈夫 (北海道大学准教授)

菅野 裕子 (横浜国立大学特別研究教員)

藤井 晴行 (東京工業大学教授)

銚井 修一 (京都大学名誉教授)

山中 昌之 (㈱大林組設計本部副本部長)